

2020

京都の

ゼロ災 京都

労働災害の現状



—安全・健康・快適職場をめざして—

京 都 労 働 局

令和2年5月

は し が き

労働災害による死傷者数は、多くの関係者の努力により、長期的には大きく減少しています。

京都府内の死亡者数は、昭和44年まで100人前後で推移していましたが、近年は20人を下回り、また休業4日以上死傷者数は、現在の統計方法が開始された昭和48年は6,200人を超えていましたが、平成11年には3,000人を下回り、平成20年以降は2,500人前後で推移してきました。

平成31年（令和元年）の休業4日以上死傷者数は2,389人、死亡者数は48人となり、前年と比べると死傷者数は3.6%減少したものの、死亡者数は39人もの増加となりました。このうち、36人は放火事件によるものですが、この特殊事案を除いても、死亡者数は前年と比べて3人増加となりました。

一方、定期健康診断実施結果報告による有所見率は、近年増加傾向が続いており、平成31年（令和元年）は58.02%（対前年比1.01%増）でした。全国平均の有所見率は56.02%で、平成28年以降、京都府内の有所見率は、全国平均を上回る状況となっており、労働者の高年齢化等に伴い今後も予断を許さない状況となっています。

全国で取り組んでいる第13次労働災害防止計画で目指す社会は、「働く方々の一人一人がかげがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人一人が、より良い将来の展望を持ち得るような社会」であり、その実現のために、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要であると掲げています。

京都労働局においては、平成30年度に「第13次労働災害防止推進計画（平成30年度から令和4年度までの5年間）」を策定し、期間中の死亡者数を70名以内にとどめ、死傷者数を平成29年（2,430名）と比較して令和4年までに5%以上減少させる目標をたてました。そしてこの計画を達成するため、

- ① 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
 - ② 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
 - ③ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
 - ④ 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
 - ⑤ 化学物質等による健康障害防止対策の推進
 - ⑥ 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携による労働災害防止の取組
- の6点を重点施策として、引き続き労働災害防止対策を推進してまいります。

本冊子は、京都の労働災害等の現状をとりまとめたものです。本冊子が広く関係者に活用され、働く人々の安全と健康の確保に寄与することを、心より期待します。

目次

労働災害関係

1	労働災害発生状況の推移 過去 62 年（昭和 33 年～令和元年）	3
2	年別・業種別労働災害発生状況（平成 22 年～令和元年）	4～5
3	令和元年労働災害発生状況（休業 4 日以上の死傷災害）	
3-1	業種別（対前年比較）	6
3-2	業種別・起因物別	7
3-3	業種別・事故の型別	8
3-4	監督署別（対前年比較）	9
3-5	事業場規模別	10
3-6	年齢別	10
4	死亡災害の推移 過去 62 年（昭和 33 年～令和元年）	11
5	令和元年死亡災害発生状況	
5-1	業種別・起因物別	12
5-2	業種別・事故の型別	12
6	令和元年死亡災害一覧	13

健康確保関係

7	令和元年定期健康診断実施状況（業種別）	14
8	定期健康診断の実施状況	
8-1	有所見率（%）等の推移（過去 20 年）	15
8-2	業種別有所見率（令和元年）	16
8-3	健診項目別有所見率（令和元年全産業）	16
9	令和元年特殊健康診断実施状況（対象業務別）	17
10	令和元年指導勸奨による特殊健康診断実施状況（対象業務別）	18

参考資料

11	京都労働局第 13 次労働災害防止推進計画	19～20
12	治療と仕事の両立支援のためのガイドライン概要	21
	病気になっても働きたい皆様へ	22～23
	治療を続けながら働く人を応援する事業者の皆様へ	24～25
13	化学物質に係るラベル表示、SDS の交付、リスクアセスメントの対象物質の拡大	26
14	高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン概要	27～28
15	産業保健活動総合支援事業のご案内	29
16	安全衛生優良企業公表制度のあらまし	30
17	STOP! 転倒災害プロジェクト（改善事例募集中）	31

2 年別・業種別 労働災害発生状況 (平成22年～平成26年)

京都労働局

業 種 \ 年 別	22年	23年	24年	25年	26年
全 産 業	2,324 ⑳	2,570 ⑱	2,469 ㉑	2,488 ⑲	2,325 ⑱
製 造 業	481 ⑤	524 ④	477	480 ③	423 ②
食 料 品 製 造 業	179	160 ①	154	163	132
繊維工業・繊維製品製造業	19	13	18	17	18
木材・木製品・家具等製造業	20	29	23	26	25
パルプ・紙・印刷・製本業	26 ①	46 ①	40	38	47
化 学 工 業	11 ①	28	23	18	14
窯業土石製品製造業	22 ①	21	22	21	14
鉄鋼・非鉄金属製造業	19	26	14	14 ①	13
金属製品製造業	66 ①	67 ①	63	65 ①	63 ①
一般機械器具製造業	35 ①	51 ①	33	36 ①	34
電気機械器具製造業	30	21	24	17	14
輸送用機械等製造業	8	17	11	13	8 ①
電気・ガス・水道業	1	3	6	2	6
その他の製造業	45	42	46	50	35
鉱 業	1	3	3	7	6
建 設 業	328 ⑦	351 ④	358 ④	341 ④	353 ③
土 木 工 事 業	54 ①	67	85 ③	60 ②	68 ①
建 築 工 事 業	218 ②	227 ③	225	239 ②	233 ①
木造家屋等建築工事業	89	72 ①	80	92	73
その他の建設業	56 ④	57 ①	48 ①	42	52 ①
運 輸 業	325 ③	386 ②	313 ②	369 ②	405 ⑤
鉄道等・道路旅客運送業	117	131	91 ①	121 ①	134
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	206 ③	254 ②	219 ①	246 ①	269 ⑤
その他の運輸交通・港湾運送業	2	1	3	2	2
農林・畜産・水産業	107 ②	100	107 ①	92 ①	81 ①
林 業	48 ①	53	60 ①	40 ①	38 ①
商 業	335 ③	375 ③	363 ①	361 ①	345 ⑤
小 売 業	272 ③	274 ②	271 ①	264 ①	271 ②
金融・広告業	35	48	35	29	21
保健衛生業	219	251	277 ①	320	243
社会福祉施設	143	180	195 ①	238	179
接客娯楽業	178	215	194 ①	175 ①	169
旅 館 業	44	51	41	35	32
飲 食 店	112	125	121	110 ①	108
ゴルフ場の事業	9	20	15 ①	14	12
清掃・と畜業	109	120 ①	151	125 ②	114 ①
ビルメンテナンス業	66	71	82	78 ①	57
産業廃棄物処理業	20	23 ①	33	26 ①	26
そ の 他	206	197 ④	191 ①	189 ②	165 ①
警 備 業	42	39 ②	28 ①	33 ①	30

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

2 年別・業種別 労働災害発生状況 (平成27年～令和元年)

京都労働局

業 種 \ 年 別	27年	28年	29年	30年	元年
全 産 業	2,468 ㉓	2,296 ㉑	2,430 ㉒	2,478 ㉑	2,389 ㉑
製 造 業	466 ㉒	435	483 ㉑	458 ㉑	448 ㉑
食料品製造業	132 ㉑	143	151	153	148
繊維工業・繊維製品製造業	22	15	26 ㉑	15	25
木材・木製品・家具等製造業	22 ㉑	19	27	18	14
パルプ・紙・印刷・製本業	31	29	39	26	29 ㉑
化学工業	30	20	24	29	30
窯業土石製品製造業	18	18	16 ㉒	13	10
鉄鋼・非鉄金属製造業	19	15	9	11	16
金属製品製造業	63	54	63	46	58
一般機械器具製造業	47	23	37	45	44
電気機械器具製造業	21	30	27	28	30
輸送用機械等製造業	16	13	18	21 ㉑	13
電気・ガス・水道業	5	4	0	2	2
その他の製造業	40	52	46	51	29
鉱 業	5 ㉒	3	8	2	1
建 設 業	308 ㉑	271 ㉒	304 ㉑	296 ㉑	268 ㉑
土木工事業	69 ㉒	47 ㉑	67 ㉑	50 ㉑	48 ㉑
建築工事業	204 ㉑	170 ㉑	187 ㉑	202 ㉒	160 ㉑
木造家屋等建築工事業	57 ㉑	57	45	57	33 ㉑
その他の建設業	35	54	50 ㉑	44	60
運 輸 業	426 ㉑	410 ㉑	412 ㉑	430 ㉑	369 ㉑
鉄道等・道路旅客運送業	141 ㉑	156	135 ㉑	129	117 ㉑
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	283 ㉒	252 ㉑	275 ㉑	300 ㉑	250
その他の運輸交通・港湾運送業	2	2	2	1	2
農林・畜産・水産業	75 ㉑	73 ㉑	65	77	64
林業	37 ㉑	36 ㉑	26	30	26
商 業	339 ㉑	336 ㉑	331 ㉒	363 ㉑	358 ㉑
小売業	259 ㉑	232 ㉑	257 ㉒	248 ㉑	254 ㉑
金融・広告業	28	22	22	23	32
保健衛生業	294	276	272	288	317
社会福祉施設	225	216	211	214	232
接客娯楽業	206	176 ㉑	187	223	194
旅館業	48	37	42	43	38
飲食店	123	117 ㉑	118	136	114
ゴルフ場の事業	12	14	9	15	18
清掃・と畜業	129	126	153 ㉑	121	119 ㉑
ビルメンテナンス業	71	53	72 ㉑	55	53
産業廃棄物処理業	22	35	30	30	27 ㉑
そ の 他	192	168	193 ㉑	197	219 ㉑
警備業	40	31	28 ㉑	32	32

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

3-1 令和元年 労働災害発生状況 業種別 (対前年比較)

京都労働局

業 種	区 分	休業 4 日以上 の 死 傷 災 害				死 亡 災 害		
		元 年	30 年	対前年 増 減	増減率 (%)	元 年	30 年	対前年 増 減
全 産 業		2,389	2,478	-89	-3.6	48	9	39
製 造 業		448	458	-10	-2.2	1	1	
食 料 品 製 造 業		148	153	-5	-3.3			
繊 維 工 業 ・ 繊 維 製 品 製 造 業		25	15	10	66.7			
木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具 等 製 造 業		14	18	-4	-22.2			
パ ル プ ・ 紙 ・ 印 刷 ・ 製 本 業		29	26	3	11.5	1		1
化 学 工 業		30	29	1	3.4			
窯 業 土 石 製 品 製 造 業		10	13	-3	-23.1			
鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属 製 造 業		16	11	5	45.5			
金 属 製 品 製 造 業		58	46	12	26.1			
一 般 機 械 器 具 製 造 業		44	45	-1	-2.2			
電 気 機 械 器 具 製 造 業		30	28	2	7.1			
輸 送 用 機 械 等 製 造 業		13	21	-8	-38.1		1	-1
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業		2	2	0	—			
そ の 他 の 製 造 業		29	51	-22	-43.1			
鉱 業		1	2	-1	-50.0			
建 設 業		268	296	-28	-9.5	7	3	4
土 木 工 事 業		48	50	-2	-4.0	1	1	
建 築 工 事 業		160	202	-42	-20.8	6	2	4
木 造 家 屋 等 建 築 工 事 業		33	57	-24	-42.1	1		1
そ の 他 の 建 設 業		60	44	16	36.4			
運 輸 業		369	430	-61	-14.2	1	1	
鉄 道 等 ・ 道 路 旅 客 運 送 業		117	129	-12	-9.3	1		1
道 路 貨 物 運 送 ・ 陸 上 貨 物 取 扱 業		250	300	-50	-16.7		1	-1
そ の 他 の 運 輸 交 通 ・ 港 湾 運 送 業		2	1	1	100.0			
農 林 ・ 畜 産 ・ 水 産 業		64	77	-13	-16.9			
林 業		26	30	-4	-13.3			
商 業		358	363	-5	-1.4	1	4	-3
小 売 業		254	248	6	2.4	1	1	
金 融 ・ 広 告 業		32	23	9	39.1			
保 健 衛 生 業		317	288	29	10.1			
社 会 福 祉 施 設		232	214	18	8.4			
接 客 娯 楽 業		194	223	-29	-13.0			
旅 館 業		38	43	-5	-11.6			
飲 食 店		114	136	-22	-16.2			
ゴ ル フ 場 の 事 業		18	15	3	20.0			
清 掃 ・ と 畜 業		119	121	-2	-1.7	1		1
ビ ル メ ン テ ナ ン ス 業		53	55	-2	-3.6			
産 業 廃 棄 物 処 理 業		27	30	-3	-10	1		1
そ の 他		219	197	22	11.2	37		37
警 備 業		32	32	0	—	1		1

資料：休業 4 日以上 の 死 傷 者 数 は労働者死傷病報告による。死亡者数は死亡災害報告による。

3-2 令和元年

労働災害発生状況

業種別・起因物別

業種	起 因 物		機 械			物 上 げ 装 置 ・ 運 搬 機 械			そ の 他 の 装 置 等				構 設 物			物 質 材 料		荷 境 等	そ の 他	合 計
	原 動 機	機 動 力 伝 導 構 造	機 動 力 加 工 用 機 械	機 械 加 工 用 機 械	機 械 加 工 用 機 械	機 動 力 運 搬 機 械	物 上 げ 装 置 等	運 搬 機 械	乗 物	圧 力 容 器	化 学 設 備	溶 接 装 置	炉 ・ 釜 等	電 気 設 備	工 人 力 機 械 等	用 具	装 置 ・ 設 備			
全 産 業	1	26	47	130	23	195	202	4	4	13	179	256	84	578	75	121	149	93	186	2,389
製 造 業	1	7	36	92	14	31	4	1	4	2	32	51	16	65	6	38	32	8	7	448
食 料 品 製 造 業				48		10					12	26	10	30	2	2	6	1	1	148
織 維 工 業				7							3	3		5	2	2	2	2	2	25
木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具 等 製 造 業		6				2					1	1	1	2	1	1	1	1		14
パ ル プ ・ 紙 ・ 印 刷 ・ 製 本 業				16		2					1	1	1	1	2	2	1	3		28
化 学 工 業			2	9	2	3			1		1	3		5	2		5			30
窯 業 ・ 石 製 品 製 造 業			2	1		3			2		1	1		1	1	1	1	1		10
鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属 製 造 業			3	1	1	1					3	3		1	1	1	4	1	2	16
金 属 製 品 製 造 業			1	15	2	7	4	1		1	3	1	2	3	1	16	4	1	1	58
一 般 機 械 器 具 製 造 業			9	2	4	4	1				4	5	2	4	3	3	4	1	1	44
電 気 機 械 器 具 製 造 業			2	1	2	2	1			1	2	1	2	7	5	5	5	1	1	30
輸 送 用 機 械 等 製 造 業			3	3		1	1				1	1	2	2	1	4	1	1	13	
電 気 ・ 力 久 ・ 水 道 業		1		5		3	1				1	2	7	4	1	1	2	1		5
そ の 他 の 製 造 業						3	1				2	7	1	4	1	1	1	1		27
鉱 業						1														1
建 設 業		10	20	8	4	5	16	6			11	36	8	72	2	39	13	10	2	268
土 木 工 事 業		2	5	1	1	3	3	2			4	5	2	8	5	5	3	3		48
建 築 工 事 業		6	10	5	2	1	9	2			3	20	6	58	25	4	5	4	1	160
木 造 家 屋 等 建 築 工 事 業		3	2	1	1	1	1				2	5	1	9	7	7	1	1	33	
そ の 他 の 建 設 業		2	5	2	1	1	4	2			4	11		6	2	9	5	3	1	60
運 輸 業				2	95	71	2	9	7	14	39	14	9	71	2	8	29	7	20	369
鉄 道 等 ・ 道 路 旅 客 運 送 業				2	5	5	57				5	4	3	27	1	1	3	2	9	117
道 路 貨 物 運 送 ・ 陸 上 貨 物 取 扱 業				2	90	14					34	10	6	43	1	6	26	5	11	250
そ の 他 の 運 輸 交 通 ・ 港 湾 運 送 業														1	1	1				2
農 林 ・ 畜 産 ・ 水 産 業		6		4		5						11	1	6	1	2	25	3	64	
林 業		5										3					18		26	
商 業		1	2	11		29	37				41	49	8	99	4	9	42	8	18	358
小 売 業		1	2	9		12	33				31	41	4	68	6	6	27	6	14	254
金 融 ・ 広 告 業					1	8					4	2		13		1	1	3	32	
保 健 衛 生 業					1	37					3	22	11	93		1	3	4	109	317
社 会 福 祉 施 設 業					1	30					1	20	7	65		1	1	4	85	232
接 客 娯 楽 業				10		1	7				14	36	20	55	2	9	9	21	194	
旅 館 業											1	9	5	18	1	1	1	2	2	38
飲 食 店 業				8		7					12	20	13	28	1	7	5	6	7	114
ゴ ル フ 場 の 事 業				2		1					1	3	1	5			4	1	1	18
清 掃 ・ と 畜 業			2	1	4	12	5				3	12	5	40	4	11	11	3	6	119
ビ ル メ ン テ ナ ン ス 業				3		1	1				2	7	4	24	3	3	1	4	4	53
産 業 廃 棄 物 処 理 業			2	1	1	9					1	2	1	3	6	2				27
そ の 他		2	3	3	1	3	27				2	13	6	64	55	5	7	7	8	219
警 備 業						2	4				2	2	1	15		1	3	2	2	34

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

業種別・事故の型別

労働災害発生状況

令和元年

業種	事故の型	墜落	転倒	激突	落飛	倒崩	激突	巻き込まれ	巻き込まれ	切れ・こすれ	踏み抜き	おぼれ	高温・低温の接触	有害物の接触等	感電	爆発	破裂	火災	(交通道路事故)	(交通その他事故)	無理な反動動作	その他	合計
全産業		387⑤	456	115	96②	42①	108①	280	138	4	4	68①	11	4	53⑥	194②	1	415	14	2,389④			
製造業	食料品製造業	35	82	22	29	11	17	144	31	1		20①	1			4		49	1	448①			
	繊維工業・繊維製品製造業	11	37	7	7	2	2	47	13			11						10	1	148			
	木材・木製品・家具等製造業	4	6	1			1	8	1									4		25			
	パルプ・紙・印刷・製本業	2					1	3	5	1		3①						2		14			
	化学工業	2	2	1			1	15				1						5		29①			
	窯業・土石製品製造業	1	3	1	3		2	11	3			1						5		30			
	鉄鋼・非鉄金属製造業	2	1				1	5				2	1					1		10			
	金属製品製造業	1	1	2	3		1	3	3			2						2		16			
	一般機械器具製造業	4	3	6	6	2	5	23	4			2						3		58			
	電気機械器具製造業	3	7	1	6	2	2	12	3			1				1		7		44			
	電気用機械等製造業	3	7	1	6	2	2	12	3			1						6		30			
	輸送用機械等製造業	1	13	1		2	2	7				1						3		13			
	電気・ガス・水道業	1	1				2	3					1					1		2			
	その他の製造業	3	8	2	4	1		7	2									1		29			
鉱業																							
建設業																							
建設業	土木工事業	92④	24	11	23②	10①	13	34	26	1		1	1	1	4	7		17	3	268⑦			
	建築工事業	11	6	1	5①	3	3	7	6							2		3	1	48①			
	木造家屋等建築工事業	67④	14	9	17①	5①	5	15	12	1						3		8	1	160⑥			
	その他の建設業	9①	3	1	5		1	2	5							1		6		33①			
	その他の建設業	14	4	1	1	2	2	5	12	8		1	1	1	1	2		6	1	60			
運輸業																							
運輸業	鉄道等・道路旅客運送業	84	43	31	6	6	22	39	4			5	1		58①			68	1	369①			
	道路貨物運送・陸上貨物取扱業	13	20	8			7	5	1			2	1		42①			18		117①			
	その他の運輸交通・港湾運送業	70	23	23	6	6	15	34	3			3			16		49	1	250				
	その他の運輸交通・港湾運送業	1																1		2			
農林・畜産・水産業																							
農林・畜産・水産業	林業	16	4	4	4	2	10	8	8			1			1			5	1	64			
	小売業	3	1	2	4	2	5	3	4			1						1		26			
商業																							
商業	小売業	57	87	11	13	6	10	26	23			10	4		40①			70		358①			
	金融・広告業	34	64	6	10	5	4	17	19			8			36①			50		254①			
金融・広告業																							
金融・広告業	金融・衛生業	4	12	1			1	1							10			3		32			
	社会福祉施設	24	87	17	2	3	17	6	4			2			38			113	4	317			
接客娯楽業																							
接客娯楽業	旅館	17	57	14	1	1	15	4	4			1			32			84	2	232			
	飲食店	32	45	7	10	2	7	6	28			22	1		5			28	1	194			
	ゴルフ場の事業	10	13		5			1				2	1					6		38			
	その他の事業	13	20	5	4	2		5	27			18			5			14	1	114			
清掃・と畜業																							
清掃・と畜業	ビルメンテナンス業	21①	27	7	5		4	7	5	1		2	2		6			31	1	119①			
	産業廃棄物処理業	9	20	5	1		4		2			1			1			8		53			
その他																							
その他	警備業	43	72	11	9	2	11①	16	14	2		7	3		53⑥	31		61	3	219⑦			
	警備業	3	10		1	1	1①	2	1			3			4			6		32①			

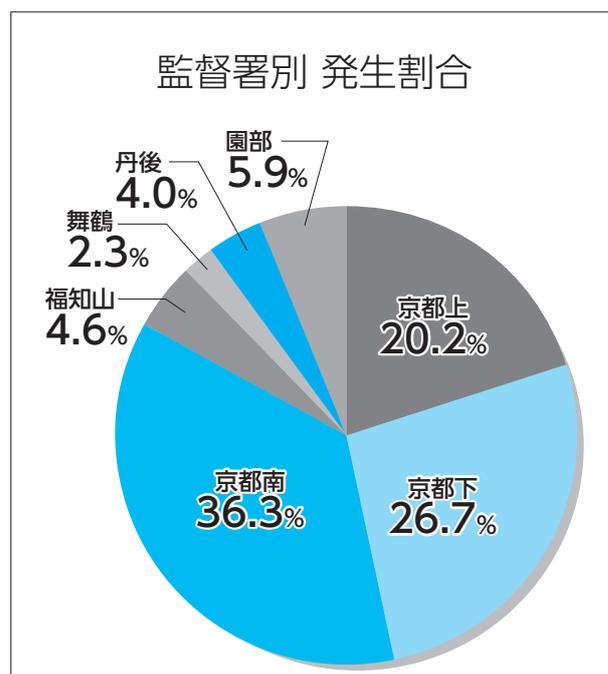
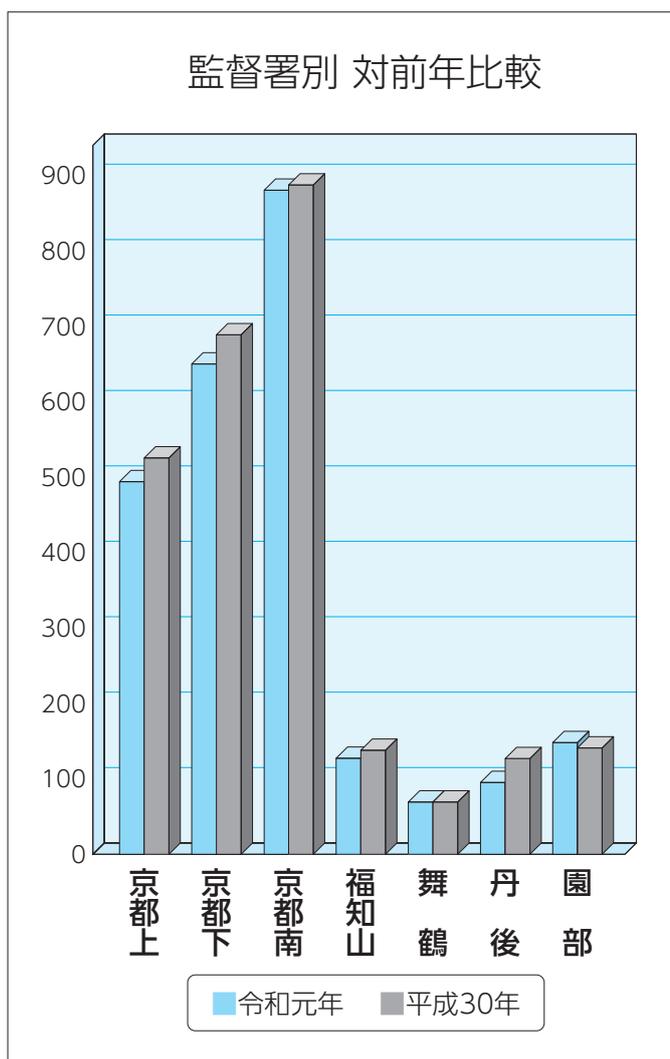
資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死者数。○数字は死亡災害報告による死者数。

3-4 労働災害発生状況 監督署別 (対前年比較)

京都労働局

	休業4日以上の死傷災害					
	令和元年		平成30年		増減数・率	
	死傷災害	構成比(%)	死傷災害	構成比(%)	増減数	増減率(%)
京都労働局	2,389^{④⑧}	100.0%	2,478^⑨	100.0%	-89^{③⑨}	-3.6%
京 都 上	482 ^⑤	20.2%	511 ^③	20.6%	-29 ^②	-5.7%
京 都 下	639 ^①	26.7%	675 ^②	27.2%	-36 ^①	-5.3%
京 都 南	867 ^{④①}	36.3%	872 ^③	35.2%	-5 ^{③⑧}	-0.6%
福 知 山	109	4.6%	122	4.9%	-13 ^⑦	-10.7%
舞 鶴	56 ^①	2.3%	57 ^①	2.3%	-1 ^⑦	-1.8%
丹 後	96	4.0%	112	4.5%	-16 ^⑦	-14.3%
園 部	140	5.9%	129	5.2%	11 ^⑦	8.5%

※休業4日以上の死傷者数は労働者死傷病報告による。○数字は死亡災害報告による死亡者数。



3-5 労働災害発生状況 事業場規模別

京都労働局

業種 \ 規模	～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人～	合計
全産業	479^④	552^④	344^③	379^{③⑥}	442^①	193	2,389^{④⑧}
製造業	56	104	67	64	109 ^①	48	448 ^①
鉱業			1				1
建設業	196 ^④	59 ^②	6 ^①	7			268 ^⑦
運輸業	18	73	76 ^①	63	118	21	369 ^①
農林・畜産・水産業	41	16	7				64
商業	74	92 ^①	53	52	56	31	358 ^①
金融・広告業	1	12	9	1	3	6	32
保健衛生業	29	66	33	61	79	49	317
接客娯楽業	20	66	56	27	20	5	194
清掃・と畜業	25	35 ^①	15	23	14	7	119 ^①
その他	19	29	21 ^①	81 ^{③⑥}	43	26	219 ^{③⑦}

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上之死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

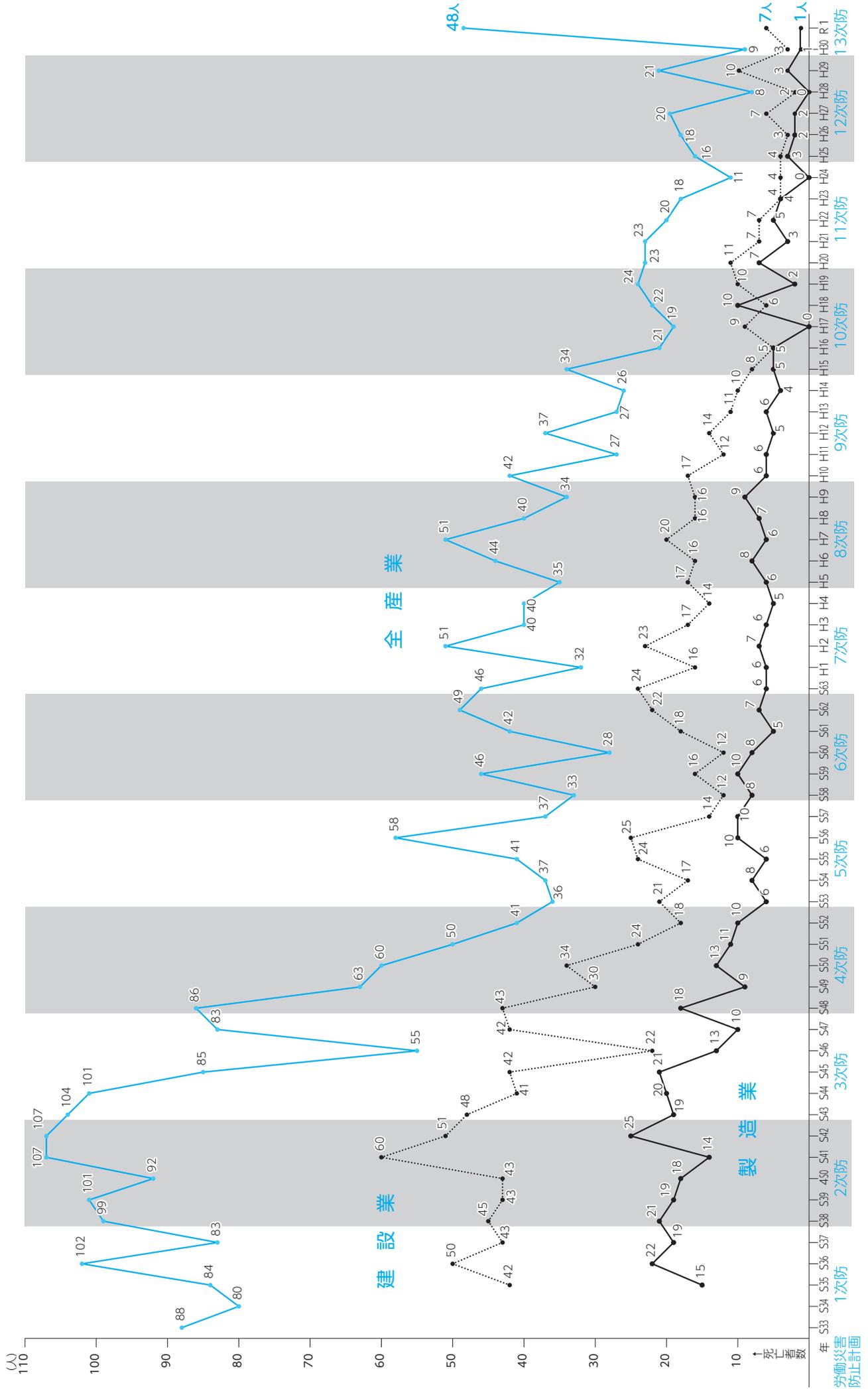
3-6 労働災害発生状況 年齢別

京都労働局

業種 \ 年齢	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	合計
全産業	49	322^⑱	324^⑫	531^⑩	580^③	583^⑤	2,389^{④⑧}
製造業	8	63	77	113 ^①	108	79	448 ^①
鉱業				1			1
建設業	6	53 ^①	37 ^①	65 ^②	50 ^①	57 ^②	268 ^⑦
運輸業	6	33	44	94	112	80 ^①	369 ^①
農林・畜産・水産業	1	11	13	14	10	15	64
商業	7	44	39	79	80 ^①	109	358 ^①
金融・広告業	0	6	5	2	8	11	32
保健衛生業	2	21	33	62	97	102	317
接客娯楽業	15	34	25	33	44	43	194
清掃・と畜業	2	10	13	27	24 ^①	43	119 ^①
その他	2	47 ^⑰	38 ^⑪	41 ^⑦	47	44 ^②	219 ^{③⑦}

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上之死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

4 死亡災害の推移 (昭和33年～令和元年)



5-1 令和元年 死亡災害発生状況 業種別・起因物別

京都労働局

業種	動力機械										物上げ装置・運搬機械			その他の装置等							仮設物・建築物・構築物等	物質・材料 危険物・有害物等	環境等	その他	合計	
	原動機	動力伝導機構	木材加工用機械	建設用機械	金属加工用機械	一般動力機械	車両系木材伐出機械等	動力クレーン等	動力運搬機	乗物	圧力容器	化学設備	溶接装置	炉・釜等	電気設備	人力機械工具等	用具	その他の装置・設備								
全産業				2						1							1	1	1	5	36			1	48	
製造業																								1	1	
鉱業																										
建設業				1															1	5						7
運輸業									1																	1
農林・畜産・水産業																										
商業															1											1
接客娯楽業																										
清掃・と畜業																	1									1
その他				1																		36				37
30年									4	1											3			1	9	
29年				2		1		1	7	2										2	2			4	21	
28年								1	2	1										3				1	8	

資料：死亡災害報告

5-2 令和元年 死亡災害発生状況 業種別・事故の型別

京都労働局

業種	事故の型	事故の型別																合計	30年	29年	28年							
		転落	転倒	激突	落飛	倒壊	激突され	巻き込まれ	はさまれ	こ切すれ	踏み抜き	おぼれ	物との接触	高温・低温	有害物	感電	爆発					破裂	火災	(交通事 道事故)	(その他 交通事 故)	無理な動作	動作の反動	その他
全産業		5			2	1	1											1							48	9	21	8
製造業														1											1	1	3	
鉱業																												
建設業		4			2	1																			7	3	10	2
運輸業																				1					1	1	4	1
農林・畜産・水産業																												3
商業																				1					1	4	2	1
接客娯楽業																												1
清掃・と畜業		1																							1		1	
その他								1											36						37		1	
30年		3				1		2																	9			
29年		4			2	3	3	2			1										6				21			
28年		2				1		2			1										2				8			

資料：死亡災害報告

6 令和元年 死亡災害一覧

京都労働局

No.	災害発生 月時	業 種	起 因 物	事 故 の 型	被災者概要 事業場規模	災 害 の 概 要
1	1月 1時	清掃業 (産業廃棄物処理業)	用 具 (はしご等)	墜落、転落	男50代 10～29人	ごみ焼却施設内で、高所から転落して倒れているところを発見された。
2	2月 15時	建設業 (木造家屋建築工事業)	仮設物・建築物・構築物等 (屋根、はり、もや、けた、合掌)	墜落、転落	男70代 1～9人	屋根修繕工事(瓦取替)において、労働者2名で外部足場解体作業中、1名が下屋根(高さ3.26m)から墜落した。
3	2月 10時	建設業 (河川土木工事業)	建設機械等 (掘削用機械)	飛来、落下	男40代 1～9人	豪雨被害による河川護岸の工事において、ドラグショベルを用いて土嚢(約1t)をつり下げ中、重機が河川に転落し、河川内で、土嚢袋を誘導、据え付け中の作業者が下敷きになった。
4	2月 10時	建設業 (鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業)	仮設物・建築物・構築物等 (足場)	墜落、転落	男40代 1～9人	ホテル新築工事において、型枠の建て込み作業中、足場外側に張られていたメッシュシートを突き抜けて足場外側の地面まで落下した。
5	4月 11時	運輸交通業 (ハイヤー・タクシー業)	乗 物 (乗用車、バス、バイク)	交通事故 (道路)	男70代 30～49人	タクシーで走行中、対向車線の大型トレーラーと正面衝突した。
6	5月 15時	建設業 (鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業)	仮設物・建築物・構築物等 (屋根、はり、もや、けた、合掌)	墜落、転落	男20代 1～9人	建物改修工事において、外部足場を組立て作業中、梁から足を滑らせて10階から2階に墜落した(高さ約20m)。
7	6月 4時	商 業 (新聞販売業)	人力機械工具等 (人力運搬機)	交通事故 (道路)	女50代 10～29人	自転車で新聞配達中、道路から畑の水路脇に転落(高さ約3m)した。
8 ～ 43	7月 10時	映画・演劇業 (映画製作・配給業)	危険物・有害物等 (引火性の物)	火災	男20代5名 女20代12名 男30代6名 女30代5名 男40代2名 女40代5名 男60代1名 計男14名女22名 総計36名 50～99人	侵入者の放火により被災した。
44	7月 17時	製造業 (紙加工品製造業)	環境等 (高温・低温環境)	高温・低温の物との接触	男40代 100～299人	工場内で製造作業中、熱中症により倒れた。
45	9月 15時	その他 (警備業)	建設機械等 (高所作業車)	激突され	男60代 30～49人	橋梁の点検作業において、高所作業車が坂道を逸走し、交通整理中の警備員に激突した。
46	9月 11時	建設業 (鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業)	仮設物・建築物・構築物等 (開口部)	墜落、転落	男70代 10～29人	荷揚用開口部の養生作業中、墜落(高さ3m)した。
47	10月 11時	建設業 (鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業)	その他の装置・設備 (その他の装置・設備)	飛来、落下	男50代 1～9人	超高圧洗浄機でコンクリートはつり作業中、誤って洗浄ノズルが自身の右腹部に向き、裂傷した。
48	10月 11時	建設業 (その他の建築工事業)	仮設物・建築物・構築物等 (建築物・構築物)	崩壊、倒壊	男30代 1～9人	解体工事において、ブロック塀をコンクリートカッターで切断作業中、当該ブロック塀が倒れ、下敷きになった。

全産業 48

【製造業1 鉱業0 建設業7 運輸業1 商業1 その他38】

7 令和元年 定期健康診断実施状況（業種別）

京都労働局

業種	区分	健診実施 事業場数	受診者数	所見のあった者		
				人数	有所見率 (%)	全国有所見率 (%)
全産業		2,606	273,574	158,741	58.02	56.64
製造業		657	78,146	44,431	56.86	55.31
食品製造		125	13,641	7,831	57.41	57.18
繊維工業		10	950	525	55.26	57.54
衣服・繊維		5	344	236	68.60	57.54
木材・木製		3	403	246	61.04	60.90
家具・装備		2	69	47	68.12	57.63
パルプ等		13	1,133	650	57.37	60.39
印刷・製本		38	4,245	2,264	53.33	57.85
化学工業		76	7,176	4,015	55.95	54.89
窯業・土石		17	2,196	1,335	60.79	59.39
鉄鋼業		5	283	171	60.42	51.81
非鉄金属		9	736	467	63.45	56.23
金属製品		45	3,332	1,891	56.75	58.75
一般機器		101	14,063	7,690	54.68	55.36
電気機器		107	16,512	9,336	56.54	55.79
輸送機器		31	6,597	3,621	54.89	48.34
電気・ガス		14	2,261	1,658	73.33	66.56
他の製造		56	4,205	2,448	58.22	58.26
鉱業		1	51	40	78.43	67.60
建設業		40	3,175	1,932	60.85	63.11
土木工事		6	464	289	62.28	70.41
建築工事		19	1,391	763	54.85	61.04
他の建設		15	1,320	880	66.67	61.60
運輸交通業		216	21,055	14,388	68.34	64.88
鉄道等		30	3,761	1,882	50.04	44.90
道路旅客		88	10,278	7,801	75.90	73.52
道路貨物		98	7,016	4,705	67.06	65.83
他の運輸		0	0	0	0.00	53.55
貨物取扱業		17	1,030	654	63.50	59.30
陸上貨物		16	996	632	63.45	59.22
港湾運送		1	34	22	64.71	59.61
農林業		1	19	12	63.16	69.09
畜産・水産業						59.15
商業		442	32,577	18,666	57.30	58.06
金融・広告業		65	10,026	5,729	57.14	55.18
映画・演劇業		7	173	107	61.85	52.89
通信業		32	4,863	2,681	55.13	57.74
教育・研究業		153	21,010	12,126	57.72	56.47
保健衛生業		481	55,380	30,654	55.35	52.46
接客娯楽業		147	7,545	3,848	51.00	54.24
清掃・と畜業		72	5,217	3,761	72.09	69.36
官公署		3	140	111	79.29	66.02
他の事業		272	33,167	19,601	59.10	56.99

資料：定期健康診断結果報告

(注) 1 「健診実施事業場数」欄は健診実施延事業場数である。

2 「所見のあった者」の人数は労働安全衛生規則第44条及び第45条で規定する健康診断項目のいずれかが有所見であった者(他覚所見のみを除く)の人数である。

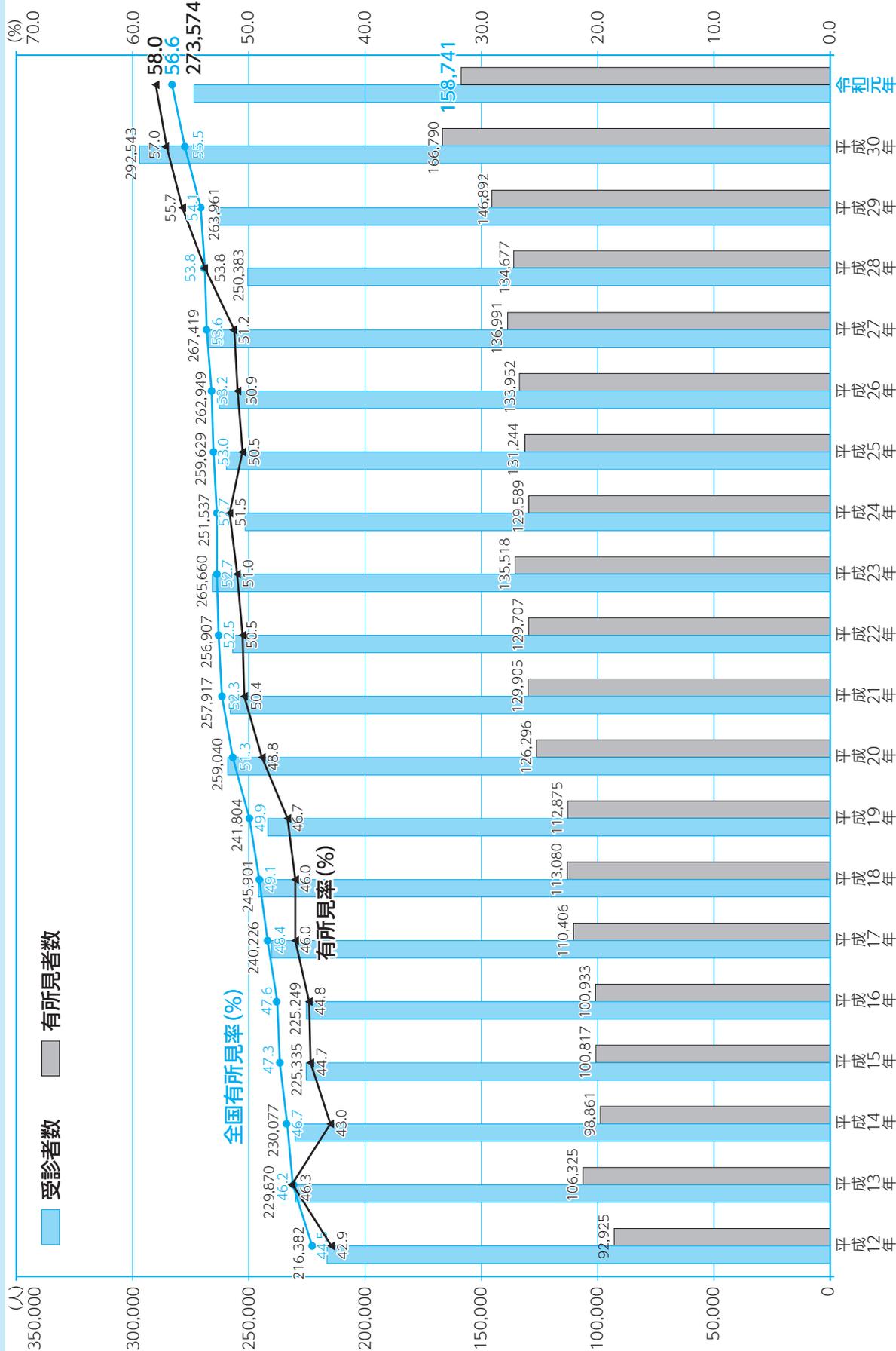
3 「有所見率」は、所見のあった人数(他覚所見のみを除く)を受診者で割った値である。

4 この表に掲載の数値はすべて未確定値である(以下、項目10(18ページ)まで同様)。

8 定期健康診断の実施状況

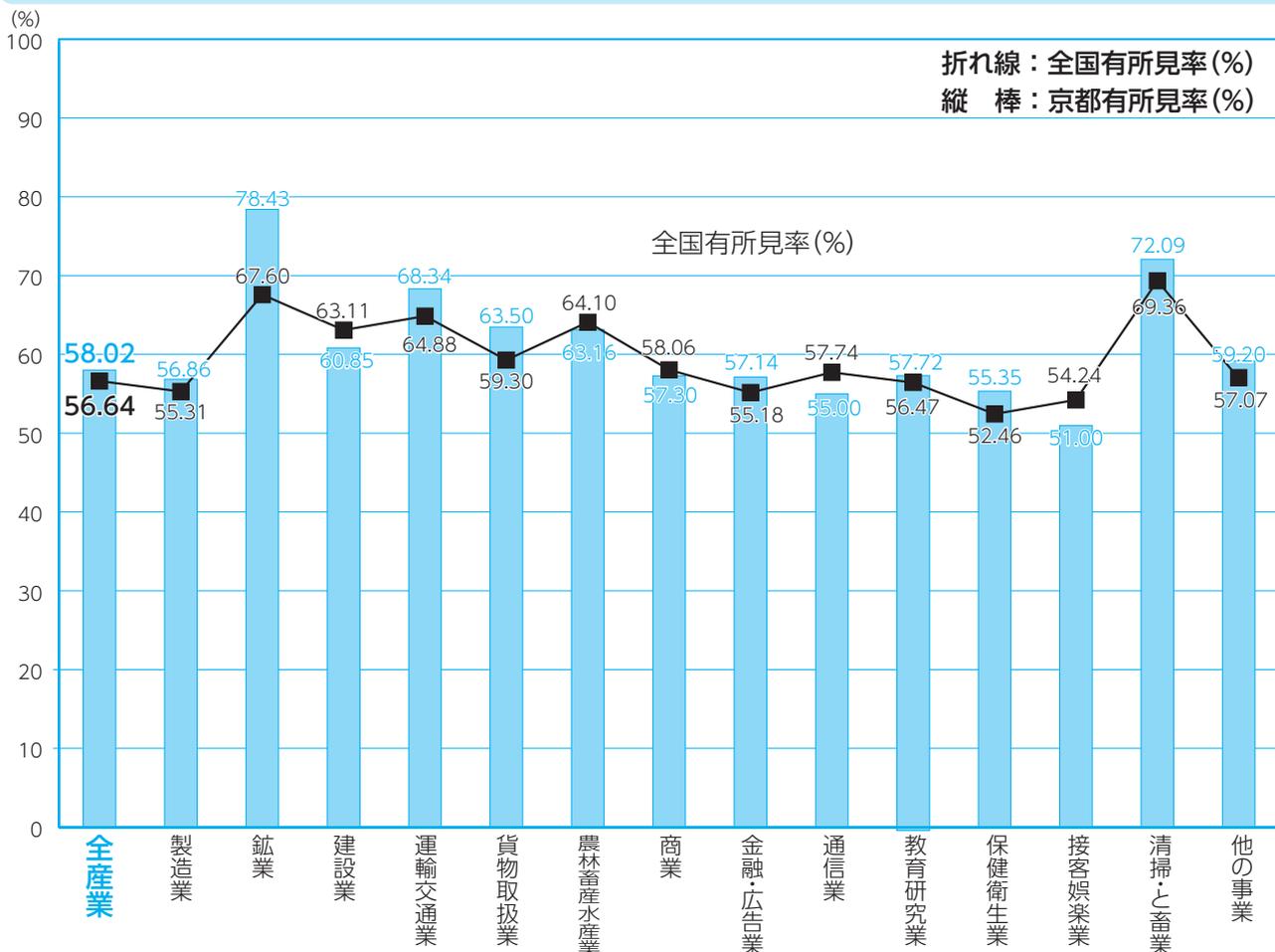
令和元年の定期健康診断の有所見率は58.02%で、全国有所見率を1.38%上回った。
 検査項目別では生活習慣病に関連する「血中脂質」「血圧」「肝機能」の順に有所見率が特に高い。

8-1 定期健康診断有所見率 (%) 等の推移 (過去20年間)



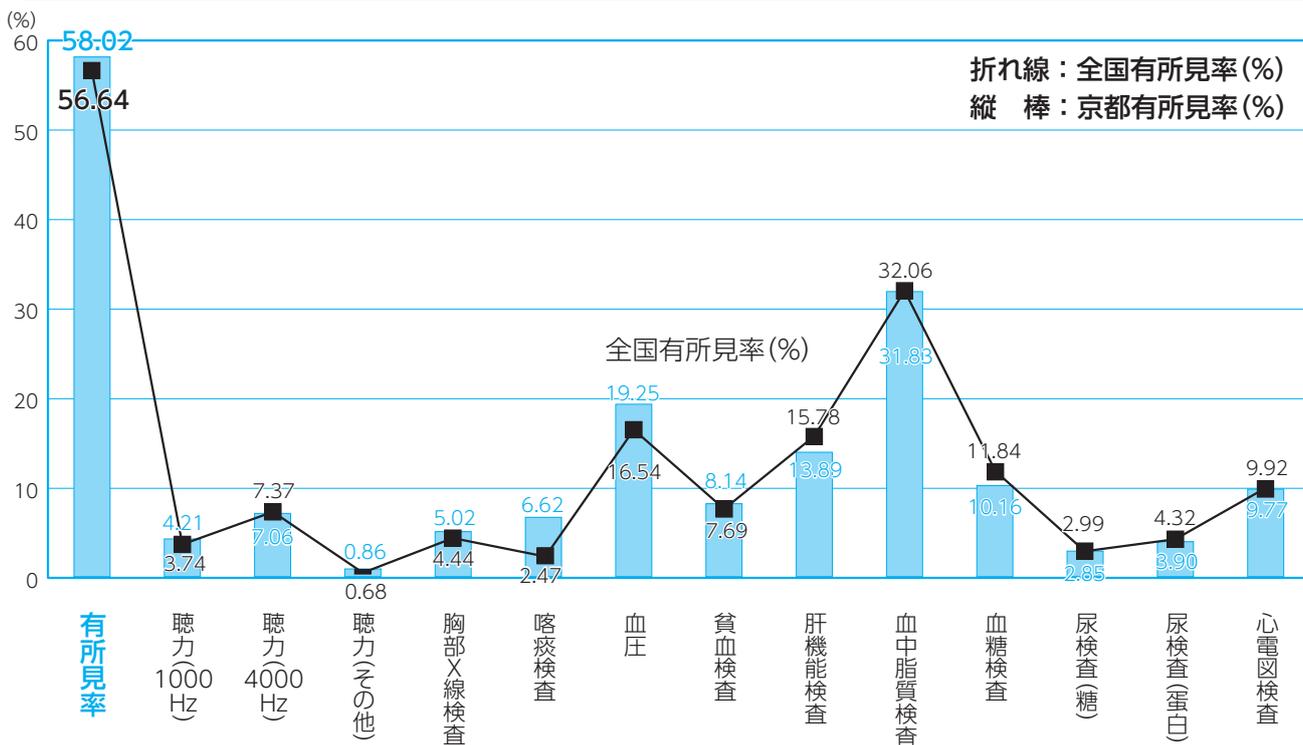
資料：定期健康診断結果報告

8-2 定期健康診断 業種別 有所見率(%) (令和元年)



資料：定期健康診断結果報告（全国有所見率は未確定値）

8-3 定期健康診断 健診項目別 有所見率(%) (令和元年全産業)



資料：定期健康診断結果報告（全国有所見率は未確定値）

9 令和元年 特殊健康診断実施状況 (対象業務別)

京都労働局

対象業務	区分	健診実施 事業場数	受診労働者数	所見のあった者		所見のあった者 有所見率(全国)
				人数	有所見率(%)	
特殊健康診断合計		2,020	41,517	2,217	5.34	4.60
有機溶剤		868	14,787	1,351	9.14	6.21
鉛		104	2,266	52	2.29	1.70
四アルキル鉛		0	0	0	0.00	100.00
電離放射線		313	6,684	609	9.11	9.43
除染電離放射線		2	8	2	25.00	7.51
高気圧		5	43	17	39.53	5.85
特定化学物質		637	16,625	179	1.08	1.73
	ジクロロベンジジン	1	1	0	0.00	2.76
	塩素化ビフェニル	9	26	0	0.00	0.80
	オルトトリジン	2	4	0	0.00	2.87
	ジアニジン	1	2	0	0.00	0.95
	ベリリウム	12	56	0	0.00	1.54
	アクリルアミド	28	170	0	0.00	1.91
	アクリロニトリル	11	50	0	0.00	0.74
	アルキル水銀化合物	4	13	0	0.00	0.46
	エチレンジイミン	2	11	0	0.00	1.45
	塩化ビニル	2	2	0	0.00	2.07
	塩素	20	411	0	0.00	0.93
	カドミウム	8	54	1	1.85	1.25
	クロム酸	63	559	3	0.54	1.42
	クロロメチルメチルエーテル	2	4	0	0.00	0.40
	五酸化バナジウム	4	100	46	46.00	4.15
	コaltarール	10	266	0	0.00	0.36
	シアン化カリウム	26	288	0	0.00	1.33
	シアン化水素	6	87	1	1.15	0.85
	シアン化ナトリウム	15	203	0	0.00	1.83
	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	11	149	4	2.68	4.24
	臭化メチル	4	36	0	0.00	0.74
	重クロム酸	26	280	2	0.71	1.82
	水銀	25	102	5	4.90	1.72
	トリレンジイソシアネート	12	210	0	0.00	0.81
	ニッケルカルボニル	1	1	0	0.00	0.20
	パラニトロクロロベンゼン	1	1	0	0.00	0.00
	弗化水素	68	1,021	2	0.20	0.72
	ベータプロピオラクトン	1	5	1	20.00	1.17
	ベンゼン	35	178	7	3.93	1.65
	マゼンタ	1	1	0	0.00	3.11
	マンガン	65	1,220	15	1.23	0.74
	沃化メチル	5	9	0	0.00	0.26
	硫化水素	9	37	0	0.00	0.24
	硫酸ジメチル	5	22	0	0.00	2.19
	ニッケル化合物	53	1,158	1	0.09	0.58
	砒素	26	321	0	0.00	0.56
	酸化プロピレン	4	39	0	0.00	0.47
	1,1-ジメチルヒドラジン	1	1	0	0.00	1.90
	インジウム及びその化合物	38	424	2	0.47	1.07
	エチルベンゼン	296	2,081	13	0.62	0.88
	コバルト及びその無機化合物	84	1,607	0	0.00	0.43
	1,2-ジクロロプロパン	1	3	0	0.00	4.11
	クロロホルム	74	873	24	2.75	5.06
	四塩化炭素	12	87	4	4.60	4.90
	1,4-ジオキサン	32	153	1	0.65	5.59
	1,2-ジクロロエタン	26	143	5	3.50	4.62
	ジクロロメタン	109	1,148	16	1.39	6.74
	スチレン	94	561	8	1.43	2.24
	1,1,2,2-テトラクロロエタン	5	46	0	0.00	3.72
	テトラクロロエチレン	20	51	0	0.00	6.98
	トリクロロエチレン	27	126	3	2.38	5.42
	メチルイソブチルケトン	139	1,251	8	0.64	1.75
	ナフタレン	31	170	1	0.59	1.63
	リフラクトリーセラミックファイバー	31	656	6	0.91	0.94
	オルトトリジン	5	20	0	0.00	1.39
	三酸化ニアンチモン	16	115	0	0.00	0.77
石綿(アスベスト)		91	1,104	7	0.63	1.16

資料：各特殊健康診断結果報告

(注) 特定化学物質欄の健診実施事業場数及び受診労働者数は、何らかの対象業務の健診実施事業場数及び受診労働者数であり、各対象業務別の健診実施事業場数及び受診労働者数を集計したものではありません。

10 令和元年 指導勸奨による特殊健康診断実施状況(対象業務別)

京都労働局

区分 対象業務	健診実施 事業場数	受診労働者数	所見のあった者		所見のあった者
			人数	有所見率(%)	有所見率(全国)
指導勸奨特殊健診 合計	380	21,784	1,675	7.69	8.92
紫外線・赤外線	40	1,090	5	0.46	2.21
騒音作業	138	5,981	266	4.45	12.67
有機りん剤	1	3	0	0.00	2.69
亜硫酸ガス	2	10	0	0.00	2.28
二硫化炭素	1	10	0	0.00	15.24
ベンゼンのニトロアミド化合物	1	3	0	0.00	41.27
脂肪族の塩化又は 臭化化合物	1	2	0	0.00	14.67
アルキル水銀化合物	1	1	0	0.00	7.74
よう素	1	8	0	0.00	3.19
メチレンジフェニルイソ シアネート	3	18	0	0.00	1.17
地下駐車場	1	11	0	0.00	18.48
チェーンソー	4	54	17	31.48	12.86
チェーンソー以外 (振動)	10	493	27	5.48	5.42
重量物取扱い作業等 (介護作業等)	143	7,360	833	11.32	19.16
引金付工具(頸肩腕)	10	450	22	4.89	3.65
VDT作業	86	5,415	501	9.25	7.02
レーザー機器	44	875	4	0.46	3.75

資料：指導勸奨による健康診断結果報告

(注) 指導勸奨特殊健診 合計の健診実施事業場数及び受診労働者数は、何らかの対象業務の健診実施事業場数及び受診労働者数であり、各対象業務別の健診実施事業場数及び受診労働者数を集計したものではありません。

11 京都労働局第13次労働災害防止推進計画

～労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現にむけて～

計画が目指す社会

働く方々の一人ひとりがかげがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るような社会としていくためには、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要である。

また、一人ひとりの意思や能力、そして置かれた個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択する社会への移行が進んでいく中で、従来からある単線型のキャリアパスを前提とする働き方だけでなく、正規・非正規といった雇用形態の違い、副業・兼業、個人請負といった働き方においても、安全や健康が確保されなければならない。

さらに、就業構造の変化等に対応した、高齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の安全と健康の確保を当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければならない。

計画期間

2018年度から2022年度までの5か年

労働災害の現状（13次防2019年までの実績）

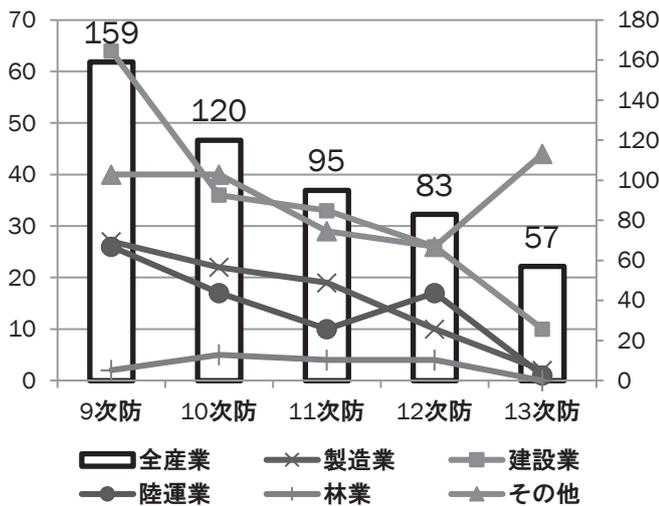


図1 災防計画期間ごとの業種別死亡災害の推移

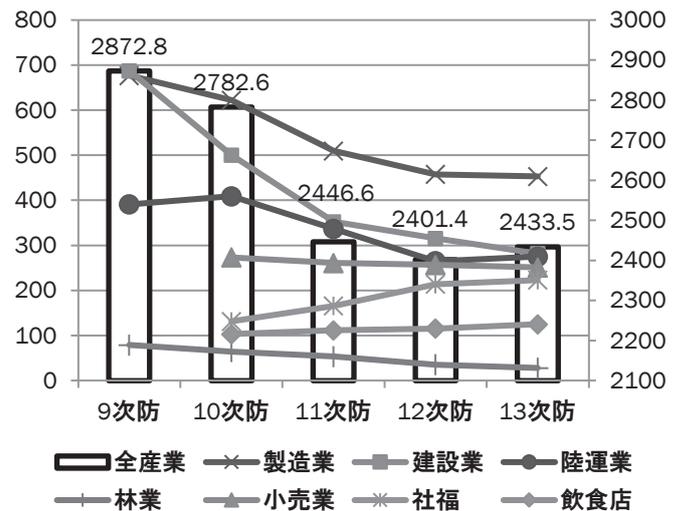


図2 災防計画期間ごとの業種別死傷災害の推移 (期間中の平均値)

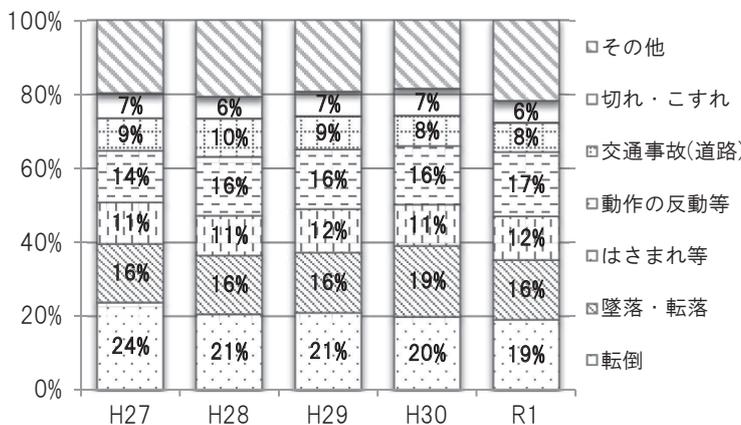


図3 年別・事故の型別死傷災害発生比率

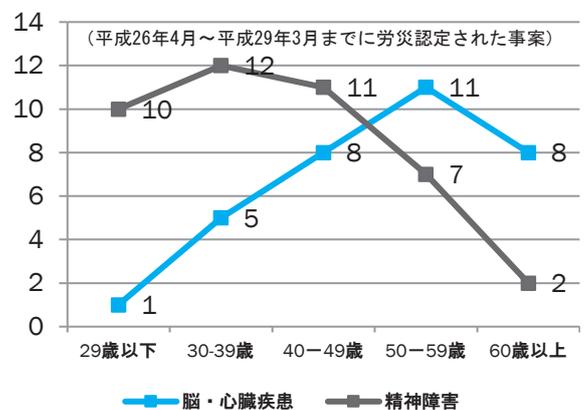


図4 脳・心臓疾患、精神障害発症時の年齢階級別の事案数

計画の目標

- 12次防期間内と比較して、本推進計画期間内の死亡者数を15%以上減少させる。



- 2017年と比較して、2022年までに休業4日以上之死傷者数を5%以上減少させる。



- 重点とする業種の目標

表2 業種別目標（死傷災害）

表1 業種別目標（死亡災害）

	12次防期間		13次防期間
建設業	26名	⇒	22名
製造業	10名	⇒	8名
林業	4名	⇒	3名

	2017年		2022年
陸上貨物運送事業	267名	⇒	減少させる
小売業	248名	⇒	減少させる
社会福祉施設	204名	⇒	減少させる
飲食店	113名	⇒	減少させる

- 上記以外の目標については、以下のとおりとする。

- ①メンタルヘルス対策に取り組んでいる労働者50人以上の事業場の割合を90%以上（ストレスチェックに取り組んでいる事業場83.9%：2017集計）とする。
- ②保健衛生業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに減少させる。
- ③本推進計画期間の職場での熱中症による死傷者数を12次防期間と比較して、減少させる。

計画の重点事項

- 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

- ① 建設業における墜落・転落災害等の防止
- ② 製造業における施設、設備機械等に起因する災害等の防止
- ③ 林業における伐木等作業の安全対策

- 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

- ① 労働者の健康確保対策の強化（健康確保措置の推進・産業保健機能の強化）
- ② 過重労働による健康障害防止対策の推進
- ③ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進
- ④ 雇用形態の違いにかかわらず安全衛生の推進
- ⑤ 副業・兼業、テレワークへの対応
- ⑥ 過労死等の実態解明と防止対策に関する研究の実施

- 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

- ① 災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応（第三次産業・陸運業・転倒災害・腰痛・熱中症・交通労働災害・見える化）
- ② 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止
- ③ 個人請負等の労働者の範疇に入らない者への対応
- ④ 技術革新への対応

- 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

- ① 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進
- ② 脊髄に損傷を負った労働者等の職場復帰支援

- 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ① 化学物質による健康障害防止対策
- ② 石綿による健康障害防止対策
- ③ 受動喫煙防止対策
- ④ 電離放射線による健康障害防止対策
- ⑤ 粉じん障害防止対策

- 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携による労働災害防止の取組

- ① 労働災害防止団体等の活動の促進
- ② 関係行政機関との連携



12 治療と仕事の両立支援のためのガイドライン概要

あなたの職場でも、両立支援に取り組んでみませんか？

背景 治療と仕事の両立支援が、ますます身近な課題に

- 治療技術の進歩等により、がん等の「不治の病」も「長く付き合う病気」に変化
【例】 がん5年相対生存率が向上（H5～8年53.2% → H18～20年62.1%、乳がんなどは90%に達する）
- 仕事をしながら治療を続けることが可能な状況
【例】 仕事をもちながら、がんで通院している労働者が多数（平成22年32.5万人）
- 現状、疾病を理由に離職してしまう、または仕事のために治療を断念するケースも
【例】 糖尿病患者の約8%が通院を中断、その理由は「仕事（学業）のため、忙しいから」が最多の24%
- 治療と仕事の両立支援の対応の仕方に悩む事業場が少なくない
【例】 従業員が私傷病（業務に関係しないケガや病気）になった際、90%の企業が従業員の適正配置や雇用管理等に苦慮

➡ 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」をご活用ください。

両立支援を行うための環境整備 日頃から支援体制の準備を

- 衛生委員会等で調査審議の上、事業者による基本方針の表明、事業場内ルールを作成・周知
- 研修等による、労働者・管理職に対する意識啓発
- 相談窓口等の明確化
- 両立支援に活用できる休暇・勤務制度の検討・導入 など



個別の両立支援の進め方 産保センターの支援も活用できます

- ① 主治医に勤務情報を提供
- ② 就業継続の可否等の意見
- ③ 労働者が事業者へ申出
- ④ 就業上の措置等の決定および両立支援プランの作成



京都産業保健総合支援センターの支援を活用しましょう

京都産業保健総合支援センター（産保センター、電話075-212-2600）において、治療と仕事の両立支援のための **両立支援促進員** を配置し、以下のような支援を行っています。

- 事業者等に対する啓発セミナー
- 両立支援に取り組む事業場への個別訪問指導
- 患者（労働者）と事業者の間の個別調整支援、両立支援プランの作成等
- 産業医、産業保健スタッフ、人事労務担当者等に対する専門的研修
- 関係者からの相談対応
- 好事例の収集、情報提供
- 主治医、医療従事者に対する専門的研修

労働者用

「治療を受けながら働き続けることに不安を持っていませんか？」



治療と仕事の両立に向けて、オール京都で応援します。
 (両立支援の検討は、労働者の申出から始まります)

病気の治療を受けながら仕事をしている方は、労働人口の3人に1人と多数を占めています。長期の治療が必要と診断されても、

- ・ 治療技術の進歩により「不治の病」は「長く付き合う病気」に！
- ・ 仕事をしながら治療を続けることが可能な時代に！

なりましたが、病気を理由に仕事を辞めてしまう方が、例えばがんの場合約34%もいます。
仕事を辞めるかどうか一人で悩んで離職してしまう前に、まず相談してみませんか？

がん、脳卒中、心臓疾患、糖尿病、肝疾患、高次脳機能障害、難病、若年性認知症など、疾患を抱える方の治療と仕事のサポートを行っています。

労働者

治療を続けるためにはお金もかかるし、家族の生活費も考えなくては！
→相談先A又はCへ

私の職場に病気で休める休暇制度はあるのかな？
→相談先Aへ

相談先は裏面
(相談は無料です。)

病気について誰に相談したら良いんだろう？
→相談先Cへ

やりがいのある仕事だから続けたい！辞めたくない！
→相談先Bへ

病気のことを人事担当者には話すけど、同僚には知られたくない！
→相談先A又はBへ

何を相談したら良いのかわからないが、とりあえず誰かに聞いてほしい！
→相談先A又はCへ

患者さんの声 (胃がん)
復職の際、毎日の食事を6回に分けて取らなければならないことを心配していましたが、休憩時間を分けて取得させてもらうことができました。

患者さんの声 (脳血管疾患)
治療やリハビリのために1年半休職しました。復職の際は、1日数時間の勤務から始め、数週間後には半日勤務と徐々に勤務時間を長くしてもらうことができました。

患者さんの声 (糖尿病)
要治療と診断された頃、仕事が忙しく、自覚症状もなかったので通院していなかったのですが、産業医に相談したところ定期的な通院を指示され、職場の配慮で通院が可能となりました。

京都府地域両立支援推進チーム

両立支援の取組の連携を図り、病気を抱える労働者が活躍できる環境を整備することを目的として、京都府内の両立支援を推進する関係者（国・京都府・京都市・医療機関・関係団体等）で構成するチームです。

(事務局：厚生労働省 京都労働局労働基準部 健康安全課)

(R1.9)

治療と仕事の両立支援 京都府内の相談先一覧

相談先 A

職場の休暇制度等、労働条件について相談したい
～有給休暇・休職・勤務時間等について相談したい方～

※ 平日：月～金曜日
※ 年末年始・祝祭日を除く

名称	所在地	相談(予約)電話	【利用日・時間】※
京都労働局総合労働相談コーナー	京都市中京区金吹町451	075-241-3221	平日 8時半～17時15分
京都府労働相談所	京都市南区新町通九条下ル 京都テルサ内	0120-786-604 075-661-3253	月～土 9時～13時 14時～21時(土曜は17時)
連合京都	京都市中京区壬生仙念町30-2	0120-154-052	平日 9時～17時30分
京都総評	京都市中京区壬生仙念町30-2	075-811-6770	平日 10時～18時
京都府社会保険労務士会	京都市上京区弁財天町332	075-417-1881	水曜 10時～16時(予約制)

相談先 B

治療を続けながら働き続けるための相談をしたい

名称	所在地	相談(予約)電話	【利用日・時間】※
京都産業保健総合支援センター	京都市中京区梅屋町361-1 ア-バネックス御池ビル 東館5階	075-212-2600	(予約受付) 平日 9時～16時

相談先 C

療養生活上の悩みや不安について相談したい(疾病別)
～病気・症状についてだけでなく、なんでもご相談ください～

名称	所在地	相談(予約)電話	【利用日・時間】※
(がん) 京都府がん総合相談支援センター	京都市南区東九条下殿田町43 メルクリオ京都2階201号室	0120-078-394	平日 9時～12時 13時～16時
(がん) 京都大学医学部附属病院 がん相談支援センター	京都市左京区聖護院川原町54	075-366-7505	平日 9時～12時 13時半～16時
(がん) 京都府立医科大学附属病院 がん相談支援センター	京都市上京区梶井町465	075-251-5283	平日 9時～12時 13時～16時
(がん) NPO法人京都ワーキング・サバイバー	京都市南区唐橋羅城門町38 マム・スクエア内	http://www.kyoto-working.com	をご確認下さい
(若年性認知症) 京都府こころのケアセンター 若年性認知症支援チーム	宇治市五ヶ庄広岡谷2 京都府立洛南病院内	0774-32-5885	平日 9時～12時 13時～15時
(高次脳機能障害) 京都府リハビリテーション支援センター	京都市上京区梶井町465 京都府立医科大学内	075-221-2611	平日 9時～12時 13時～17時
(高次脳機能障害…北部) 京都府北部リハビリテーション支援センター	舞鶴市字倉谷1350-23 京都府中丹東保健所内	0773-75-7556	月・木 9時～12時 13時～17時
(高次脳機能障害…京都市民) 京都市高次脳機能障害者支援センター	京都市中京区壬生仙念町30	075-823-1658	平日 8時半～12時 13時～16時
(難病) 京都難病相談・支援センター	京都市上京区下立売通新町西入 藪ノ内町 京都府庁2号館6階	075-414-7830	(予約制) 平日 9時～12時、13時～16時
(こころの健康相談…京都市民を除く) 京都府精神保健福祉総合センター	京都市伏見区竹田流池町120	075-645-5155	平日 9時～12時 13時～16時
(こころの健康相談…京都市民) 京都市こころの健康増進センター	京都市中京区壬生仙念町30	075-314-0874	平日 9時～12時 13時～16時
(こころの健康相談) 日本産業カウンセラー協会京都事務所	京都市下京区月鉾町39-1	075-212-9100	(予約制) 毎15日 10時～17時



「治療を続けながら働く人を 応援する事業者の皆様へ」

治療と仕事の両立に向けて、オール京都で応援します。

両立支援はなぜ必要？

① 働く世代で病気の人が多い！

- ・ 病気を理由に1か月以上休業している労働者がいる企業の割合はメンタルヘルスが38%、がんが21%、脳血管疾患が12%です。
- ・ 仕事を持ちながら、がんの治療で通院している人は、32.5万人

② かつての「不治の病」が「長く付き合う病気」に！

診断技術や治療方法の進歩により、かつては「不治の病」とされていた病気も生存率が向上し、「長く付き合う病気」に変化しつつあります。

③ 病気になった人も仕事を続けたい！

病気になっても働き続けたいとする人は、92.5%もいます。生計を維持するためや、治療費のためはもちろんですが、自分の仕事に期待してくれる人々がいることは、病気と闘う励みになり、生きがいにもなります。

社員が病気になってしまったが、無理なく働き続けてもらうためには、どうしたら良いのだろうか？
辞められたら困る！



両立支援は、事業者・働く人ともにメリット！

事業者(会社)のメリット

- ・ 貴重な人材資源の喪失が防げる
- ・ 継続的な人材の確保、人材の定着
- ・ 労働者のモチベーションの向上による労働生産性の維持・向上
- ・ 健康経営の実現
- ・ 多様な人材の活用



安心して働ける職場・企業の成長へ

働く人のメリット

- ・ 治療に関する配慮が受けられ、病気の悪化が防げる
- ・ 治療を受けながら仕事が続けられる
- ・ 継続して収入が得られる
- ・ 仕事による社会貢献や自己実現
- ・ 安心感、モチベーションの向上



京都府地域両立支援推進チーム

両立支援の取組の連携を図り、病気を抱える労働者が活躍できる環境を整備することを目的として、京都府内の両立支援を推進する関係者（国・京都府・京都市・医療機関・関係団体等）で構成するチームです。

（事務局：厚生労働省 京都労働局労働基準部 健康安全課）

治療と仕事の両立支援 京都府内の相談先一覧

職場の休暇制度等、労働条件を整備したい

※ 平日：月～金曜日
※ 年末年始・祝祭日を除く

名称	所在地	電話	【利用日・時間】※
京都労働局総合労働相談コーナー	京都市中京区金吹町451	075-241-3221	平日 8時半～17時15分
京都府労働相談所	京都市南区新町通九条下 京都テルサ内	0120-786-604 075-661-3253	月～土 9時～13時 14時～21時（土曜は17時）
京都府社会保険労務士会	京都市上京区弁財天町332	075-417-1881	（予約制） 水曜 10時～16時

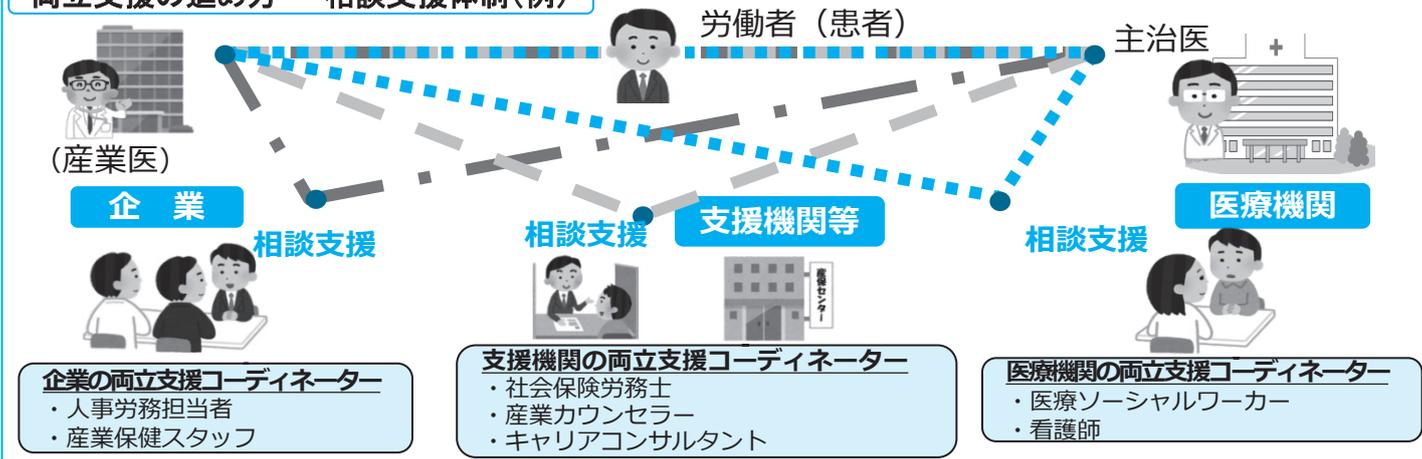
労働者が働き続けながら治療を続けられる制度を導入したい

名称	所在地	電話	【利用日・時間】※
（両立支援・助成金についての相談） 京都産業保健総合支援センター	京都市中京区梅屋町361-1 アーパネックス御池ビル 東館5階	075-212-2600	（予約受付） 平日 9時～16時
（助成金についての相談） 独立行政法人労働者健康安全機構 ※労働者健康安全機構のホームページで「産業保健関係助成金」をご確認ください。		（ナビダイヤル） 0570-783046	平日 9時～12時 13時～18時

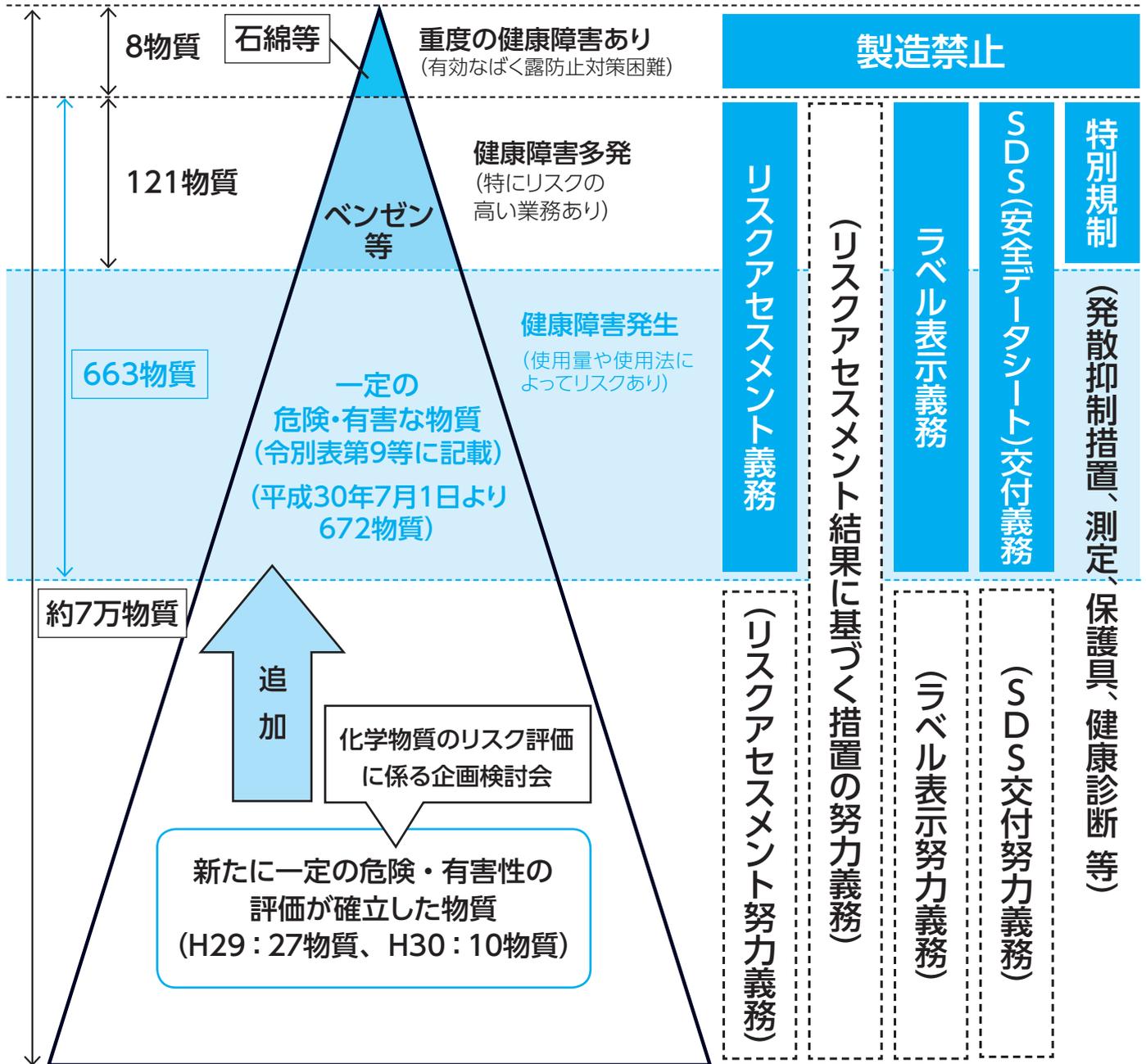
治療と仕事の両立支援助成金

	環境整備コース	制度活用コース
助成対象	事業者が、両立支援環境整備計画を作成し計画に基づき新たに両立支援制度の導入を行い、かつ、両立支援コーディネーターを配置した場合に、申請に基づき費用を助成します。	事業者が、両立支援制度活用計画を作成し、計画に基づき両立支援コーディネーターを活用し、両立支援制度を用いた両立支援プランを策定し、実際に適用した場合に、申請に基づき費用を助成します。
助成金額	1企業又は1個人事業主あたり一律20万円。 ただし、1企業又は1個人事業主あたり将来にわたり1回限り助成されます。	1企業又は1個人事業主あたり一律20万円。 ・対象労働者が有期契約の場合 ・対象労働者の雇用期間に定めのない場合 それぞれ将来にわたり1回限り助成されます。 （20万円＋20万円・・・最大40万円）

両立支援の進め方・・・相談支援体制(例)



13 化学物質に係るラベル表示、SDSの交付、リスクアセスメントの対象物質の拡大



注: 「ほう酸」 → 「ほう酸及びそのナトリウム塩」となるなどにより、追加数がそのまま追加後の数に反映されるわけではありません。

化学物質に関する相談窓口：テクノヒル株式会社 化学物質管理部門
 電話での相談受付は平日10：00～17：00（12：00～13：00を除く）です。
 TEL：050-5577-4862
 開設期間：令和2年4月1日～令和3年3月19日
 （土日祝日・年末年始を除く。4月10日（金）から5月6日（水）まで休止）
 Eメールでの相談も受付中です。E-mail：soudan@technohill.co.jp

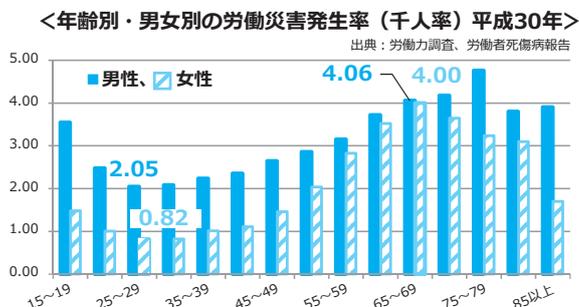
14 高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン概要（エイジフレンドリーガイドライン）

このガイドラインは、高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高齢労働者の健康づくりを推進するために、高齢労働者を使用する又は使用しようとする事業者と労働者に取組が求められる事項を具体的に示すものです※。

※ 請負の形式による契約により業務を行う者についても参考にすることを期待

背景・現状

- 労働災害による休業4日以上死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向。（平成30年は26.1%）
- 労働者千人当たりの労働災害件数（千人率）では、男女ともに若年層に比べ高年層で相対的に高い。（25～29歳と比べ65～69歳では男性2.0倍、女性4.9倍）



高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくり等が重要

※経済財政運営と改革の基本方針（令和元年6月閣議決定）において「サービス業で増加している高齢者の労働災害を防止するための取組を推進する」ことが盛り込まれている。

求められる取組

- 事業者** 高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努める。**
- 労働者** 事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努める。**

事業者に求められる取組

（1～5のうち法令で義務付けられているものに必ず取り組むことに加えて、実施可能なものに取り組む）

- 1 安全衛生管理体制の確立等
 - 経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当する組織や担当者を指定
 - 高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施
- 2 職場環境の改善
 - 照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等、身体機能の低下を補う設備・装置の導入
 - 勤務形態等の工夫、ゆとりのある作業スピード等、高齢労働者の特性を考慮した作業管理
- 3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握
 - 健康診断や体力チェックにより、事業者、高齢労働者双方が当該高齢労働者の健康や体力の状況を客観的に把握
- 4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
 - 健康診断や体力チェックにより把握した個々の高齢労働者の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の点で適合する業務をマッチング
 - 集団及び個々の高齢労働者を対象に身体機能の維持向上に取り組む
- 5 安全衛生教育
 - 十分な時間をかけ、写真や図、映像等、文字以外の情報を活用した教育を実施
 - 再雇用や再就職等で経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練



労働者に求められる取り組み

- 自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める
- 日頃から運動を取り入れ、食習慣の改善等により体力の維持と生活習慣の改善に取り組む

国・関係団体等による支援の活用

- （1）中小企業や第三次産業における高齢労働者の労働災害防止対策の取組事例の活用
- （2）個別事業場に対するコンサルティング等の活用
- （3）エイジフレンドリー補助金等の活用（令和2年度創設予定）
- （4）社会的評価を高める仕組みの活用（安全衛生優良企業公表制度、あんぜんプロジェクト等）
- （5）職域保健と地域保健の連携及び健康保険の保険者との連携の仕組みの活用

高齢者の安全衛生対策について個別に相談したいときは

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

現場確認

専門職員が2時間程度で**現場確認**と**ヒアリング**を行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

費用は
無料です！



結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえた**アドバイス**を行います。

- ◆ **転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防**のアドバイスを行います。
- ◆ **現場巡視における目の付け所**のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、**リスク低減の具体的方法**をお伝えします。

労働災害防止団体 問い合わせ先

- ・中央労働災害防止協会
- ・建設業労働災害防止協会
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会

- 技術支援部業務調整課
- 技術管理部指導課
- 技術管理部
- 教育支援課
- 技術管理部

- 03-3452-6366 (製造業等関係)
- 03-3453-0464 (建設業関係)
- 03-3455-3857 (陸上貨物運送事業関係)
- 03-3452-4981 (林業・木材製造業関係)
- 03-3452-7201 (港湾貨物運送事業関係)

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
電話：03-3453-7935 ホームページ：<https://www.jashcon.or.jp/contents/>

有料

高齢者の戦力化のための条件整備について個別に相談したいときは

高齢者戦力化のための条件整備について
65歳超雇用推進プランナー
高齢者雇用アドバイザーにご相談ください！



65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーは、全国のハローワークと連携して、企業の高齢者雇用促進に向けた取組を支援しています！

65歳超雇用推進プランナー・ 高齢者雇用アドバイザーとは

高齢者の雇用に関する専門的知識や経験等を持っている外部の専門家です。

- 企業の人事労務管理等の諸問題の解決に取り組んだことのある人事労務管理担当経験者
- 経営コンサルタント ● 社会保険労務士
- 中小企業診断士 ● 学識経験者 など



相談・助言

無料

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関する事
- 賃金、退職金制度の整備に関する事
- 職場の改善、職域開発に関する事
- 能力開発に関する事
- 健康管理に関する事
- その他高齢者等の雇用問題に関する事

機構HPはこちら



○お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ (<http://www.jeed.or.jp>) からご覧いただけます。
○「65歳超雇用推進事例サイト (<https://www.elder.jeed.or.jp/>)」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

高齢労働者の労働災害防止対策についての情報は

[厚生労働省ホームページ](#)に掲載しています



(R2.3)

15 産業保健活動総合支援事業のご案内

産業保健活動総合支援事業



独立行政法人 労働者健康安全機構が実施主体となり、地域の医師会などの協力のもと事業を運営します。

労働者のからだと心の一体的な健康管理や作業環境管理、作業管理などを含めた総合的な労働衛生管理の進め方についての相談などを一元的に受付けるなど、企業内での産業保健活動への総合的な支援を実現します。

事業の利用は、都道府県に設置している「産業保健総合支援センター」または「地域窓口」にご相談ください。

産業保健総合支援センター

[都道府県ごとに設置]

事業全体を統括。
事業者・産業保健スタッフなどを支援

地域窓口 (地域産業保健センター)

[おおむね監督署管轄区域に設置]

主に、労働者数50人未満の事業場を支援

産業保健活動総合支援事業のサービス内容

京都産業保健総合支援センター

事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談への対応や研修などを行います。

- 産業保健関係者からの専門的な相談への対応
- 産業保健スタッフへの研修
- メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
- 管理監督者向けメンタルヘルス教育 (ラインケア)
- 若年労働者向けメンタルヘルス教育 (セルフケア)
- ストレスチェック制度の導入に関する支援
- 治療と仕事の両立支援
- 事業者・労働者に対する啓発セミナー
- 産業保健に関する情報提供

地域窓口 (地域産業保健センター)

労働者数50人未満の事業場を対象に、相談などへの対応を行います。

- 相談対応
 - ・メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談
 - ・健康診断の結果についての医師からの意見聴取
 - ・長時間労働者の医師による面接指導
 - ・高ストレス者の医師による面接指導
- 個別訪問指導 (医師などによる職場巡視など)
- 産業保健に関する情報提供

※労働者50人以上の事業場についても、産業保健総合支援センターのサービス利用の相談などを受け付けます。

詳細は、独立行政法人 労働者健康安全機構京都産業保健総合支援センターにお問い合わせください。

〒 604-8186 京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町 361-1 アーバネックス御池ビル東館 5 階

TEL : 075-212-2600 FAX : 075-212-2700

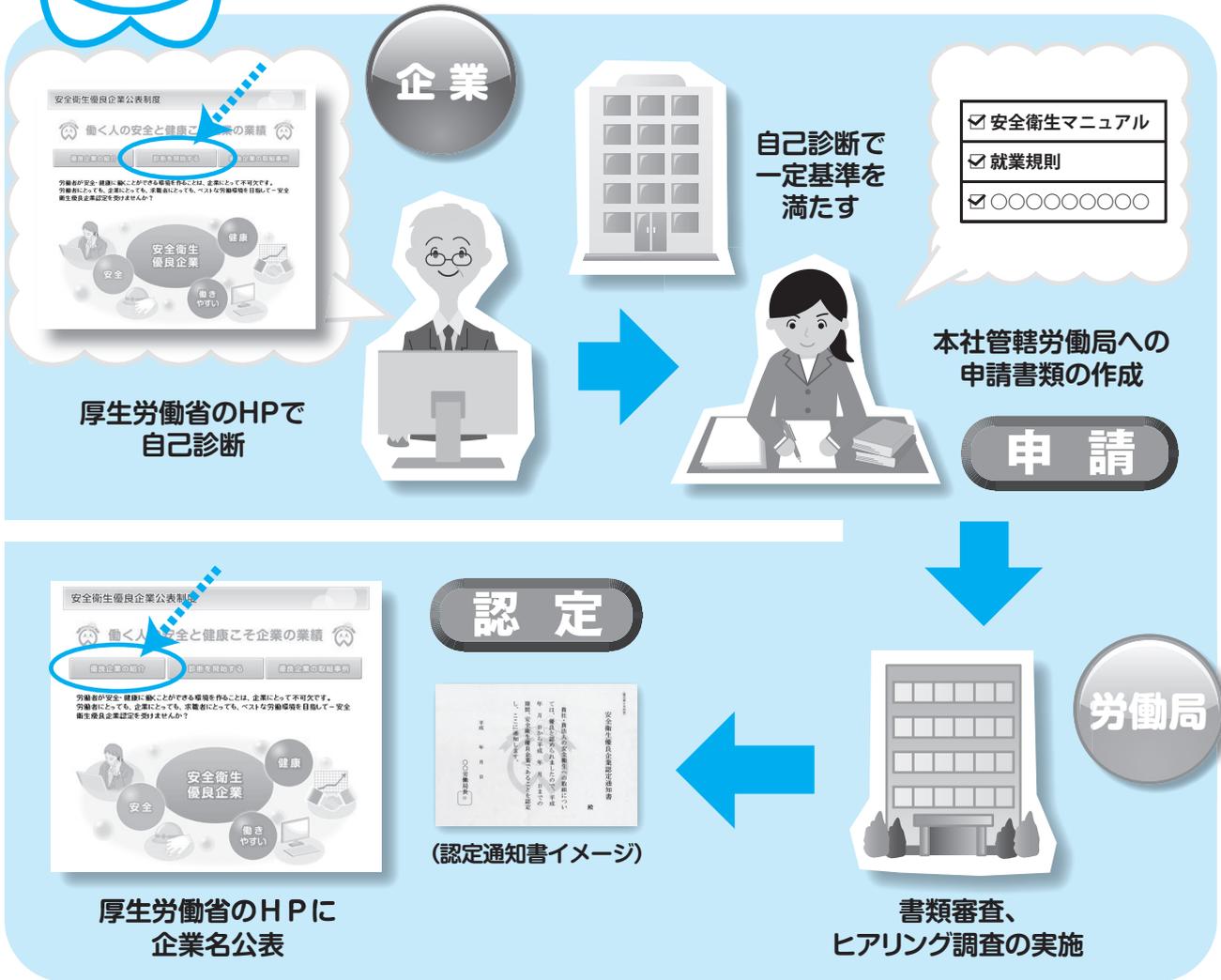
ホームページアドレス : <http://www.kyotos.johas.go.jp>



16 安全衛生優良企業公表制度のあらまし



申請の方法は次のとおりです。
詳細は、安全衛生優良企業のホームページをご覧ください。



申請Q&A

- Q** どんな企業が申請できるのですか？
- A** 労働者を雇用するすべての企業・法人が対象になり、どんな業種でも申請いただけます。
- Q** 安全衛生優良企業の認定申請は、企業単位で行うのですか？
- A** 企業単位での申請となります。認定を受けるには、全ての事業場の取組を含め、安全衛生優良企業の認定基準を達成していることが必要です。
- Q** 認定期間は何年ですか？
- A** 3年間です。3年経過した後は、再度申請が必要になります。



- Q** 自己診断の際に、評価項目を満たしているかどうかの判断はどのように行ったらよいですか？
- A** ホームページに掲載した各評価項目に、取組事例が記載されていますので、参考にしてください。事例は参考なので、同じことを行っていなければ項目を満たしていない、というものではありません。
- Q** 認定を受けた後に、要件を満たせない評価項目が発生した場合には、どうすればよいですか？
- A** 何らかの事情により満たせない評価項目が発生し、認定基準を満たさなくなった場合には、認定証を返納していただく必要がありますので、認定を受けた労働局までご相談ください。

STOP! 転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体では、**転倒災害**を撲滅するため「**STOP! 転倒災害プロジェクト**」を推進しています。

STOP! 転倒

事業者の皆さまは、職場の**転倒災害防止対策**を進めていただくとともに、適時にチェックリストを活用した**総点検**を行い、安全委員会などでの調査審議などを経て、**職場環境の改善**を図ってください。

転倒災害の特徴

特徴1 転倒災害は最も多い労働災害!

休業4日以上労働災害、約12万件のうち、転倒災害は**約2.8万件**と最も多く発生しており、近年増加傾向です。

特徴2 特に高齢者で多く発生!

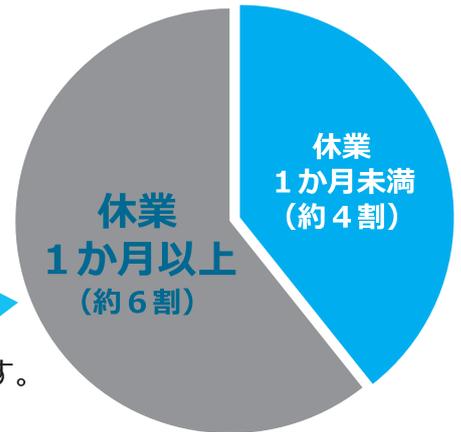
高齢者ほど転倒災害のリスクが増加し、55歳以上では55歳未満と比較してリスクが**約3倍**に増加します。

特徴3 休業1か月以上が約6割!

転倒災害による休業期間は**約6割が1か月以上**となっています。

特徴4 冬季に多く発生!

降雪の多い地域では、冬季に多く発生しています。



「平成29年転倒災害による休業期間の割合」 労働者死傷病報告 (厚生労働省) より作成

転倒災害の主な原因

▶ 転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

滑り	つまずき	踏み外し
<p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 床が滑りやすい素材である。 床に水や油が飛散している。 ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。 路面等が凍結している。 	<p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 床の凹凸や段差がある。 床に荷物や商品などが放置されている。 	<p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。

転倒災害防止対策のポイント

▶ 転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。

4S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法	その他の対策
<ul style="list-style-type: none"> 歩行場所に物を放置しない 床面の汚れ (水、油、粉など) を取り除く 床面の凹凸、段差などの解消 	<ul style="list-style-type: none"> 時間に余裕を持って行動 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 足元が見えにくい状態で作業しない 	<ul style="list-style-type: none"> 移動や作業に適した靴の着用 職場の危険マップの作成による危険情報の共有 転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください!
「STOP! 転倒災害プロジェクト」

STOP! 転倒